ごぞんじですか
法廷通訳

――あなたも法廷通訳を――

裁判所

Contents

目 次

裁判所における通訳人… 1

（参考）〔グラフ〕刑事事件で使用された外国語（令和６年）… 4

通訳人候補者となるには… 5

研修について… 5

裁判所が扱う主な事件の概要… 7

法廷通訳Ｑ＆Ａ… 9

（参考）裁判所が扱う主な事件の流れ…12

裁判所における通訳人

裁判所では、刑事事件、民事事件、行政事件、家事事件、少年事件など様々な種類の事件を取り扱っており、これらの事件に、日本語の分からない外国人が関わることがあります。そこで、裁判所では、法廷における発言を通訳するための有能な通訳人を求めています。そのあたりの事情を、会社員のＡさんと裁判所職員のＢさんの会話から見てみましょう。

A　私の会社では、最近、海外支店を増やしたり、外国人研修生を受け入れたりして、国際化がますます進んでいますが、Bさんの勤めている裁判所でも、外国人が関わる事件がたくさんあるようですね。

B　はい。国際交流の活発化や外国人労働者の増加も背景となり、日本語の分からない外国人が、裁判手続の当事者等となる事件は少なくありません。刑事事件を例に見てみると、令和6年に全国の地方裁判所や簡易裁判所で事件が終局した被告人50,290人のうち、通訳人が付いた外国人被告人は4,649人で、おおよそ11人に1人の割合となっており、国籍数は81か国にのぼっています。

A　そうすると、裁判手続で使われる外国語もいろいろあるのでしょうね。

B　令和6年に全国の地方裁判所や簡易裁判所の刑事事件の法廷で使用された外国語の種類は、41言語にも及んでいますし、日本ではなじみがなく、その言語を理解する人が少ない言語（少数言語）の事件も少なくありません（4ページのグラフ参照）。

A　そのような少数言語を使う事件では、通訳人を見つけることが大変でしょうね。

B　法廷における通訳人は、日本語が分からない外国人の当事者の権利を保障し、適正な裁判を実現する上で非常に重要な役割を担っています。そこで、少数言語を含めどのような言語の事件でも、能力のある通訳人を付ける必要があり、裁判所でもその確保に努めています。

A　実際には、裁判所はどのようにして通訳人を探しているのですか。

B　裁判所では、全国の通訳人候補者の情報をとりまとめた通訳人候補

者名簿を利用するなどして通訳人を探しています。この名簿は、随時更新されるのですが、令和7年4月1日現在、全国で61言語、3,244人が登録されています。通訳人候補者の中には、通訳・翻訳の仕事をしている方もいれば、大学の先生や海外赴任経験のある会社員など様々な方がいます。さらに、この名簿に登録された通訳人候補者の都合がつかなかったり、適当な通訳人が見つからなかったりした場合には、大使館、大学、各種の国際交流団体等に紹介を依頼するなどして、有能な通訳人を確保するようにしています。

A　法廷における通訳（法廷通訳）となると、法律や裁判手続の知識もかなり必要となるのでしょうね。

B　裁判手続を適正に行うためには、その前提として正確な通訳がされなければならず、そのためには通訳人にも裁判手続や法律用語をきちんと理解していただく必要があります。でも、語学に堪能な人も最初から法律知識を持っているわけではありません。そこで、裁判所では、初めて法廷通訳をするという人には、裁判官や裁判所書記官が裁判手続や基本的な法律用語あるいは通訳人としての心構えを説明したり、実際の裁判を傍聴してもらったりしていますし、法廷通訳の経験等に応じた研修も実施しています。また、刑事事件については、裁判手続の概要や法律用語の対訳等を盛り込んだ通訳人のためのマニュアルである「法廷通訳ハンドブック」という本を紹介したり、裁判手続の流れを外国語で説明したDVDなどを活用したりしています。

A　法律や裁判のことをよく知らないからという理由だけで、法廷通訳を引き受けることをためらうことはないのですね。

B　そのとおりです。それに、裁判手続が始まってからも、裁判官や裁判所書記官が通訳人と随時打合せを行ったり、法廷で読み上げられる書面をあらかじめ通訳人に目を通してもらうようにしているほか、手続に関与する検察官や弁護士等にも、通訳しやすいように簡潔で易しい言葉を使用するように工夫してもらうなど、できるだけ通訳人に負担をかけないようにしています。

A　なるほど、裁判所もいろいろな工夫をしているのですね。ところで、

外国人が裁判を受けるに当たって、何らかの配慮はなされているのでしょうか。

B　はい。裁判手続の当事者等となった外国人の中には、日本の裁判制度を知らないことから不安を感じる人も多いようです。このような不安を取り除くために、裁判所は、例えば、刑事事件については、被告人に先ほどの裁判手続の流れを外国語で説明したDVDを見せたり、裁判手続の概要等を外国語で説明した文書等を送ったりしています。また、家事事件については、手続相談に訪れた人に手続の概略を外国語で記載したパンフレットを交付するなどしています。

A　そうなのですね。ところで、平成21年5月から刑事事件について裁判員制度が始まっていますが、外国人の事件でも裁判員裁判が行われているのですね。

B　そうです。裁判員裁判は、殺人など一定の重大な犯罪が対象になっており、令和6年は、裁判員が参加して審理及び裁判がされた被告人848人のうち121人に通訳人が付きました。裁判員裁判では、ほとんどの事件で審理が連日して行われますが、その際には、通訳人の要望や負担にも配慮して審理が進められることになると思います。

A　わかりました。

B　このように、法廷においては、通訳人が、日本語の分からない外国人と裁判官等の裁判手続に携わる者との間で円滑な意思疎通を図るための橋渡し役を担っており、とても重要な存在となっています。外国語ができる人には、このような通訳人の役割を理解してもらい、積極的に通訳人として協力していただければと思っています。裁判所としても、ホームページにおいて通訳人の募集を行ったり、裁判官が大学に出張して説明会を実施したりしています。

A　裁判所の熱心な姿勢がよく分かりました。私の会社関係にも外国語が得意な人が結構いますから、法廷通訳をやってみないか聞いてみましょう。

B　ぜひお願いします。

（参考）刑事事件で使用された外国語（令和６年）

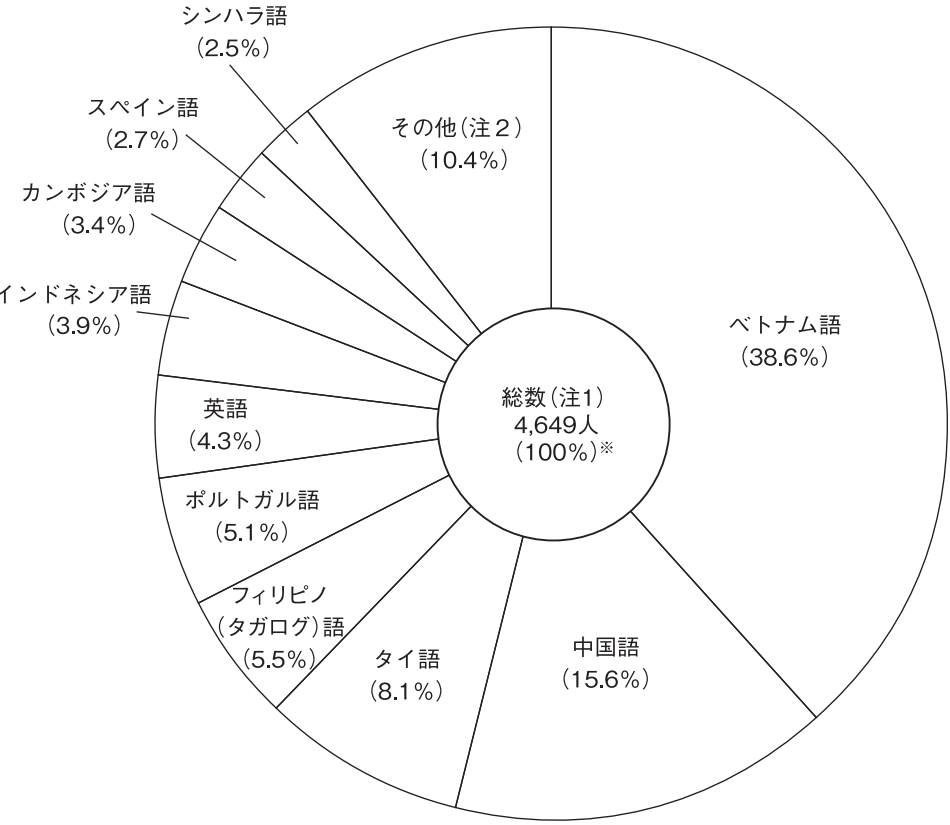

（注1）　事件が終局した被告人のうち、通訳人が付いた外国人被告人の総数
（1ページ参照）

（注2）　その他の言語
アラビア語、ウズベク語、ウルドゥー語、トルコ語、ネパール語、フランス語、ペルシャ語、ミャンマー語、モンゴル語、韓国・朝鮮語など

※　各言語の％は小数第２位を四捨五入しているため、合計は100％にならないことがある。

通訳人候補者となるには

法廷における通訳人は、通訳が必要な事件ごとに通訳人候補者名簿を利用するなどして選任されます。通訳人は、日本語が分からない外国人の当事者や証人と裁判官等との間の橋渡し役ですから、その当事者の権利を保障し、適正な裁判を実現する上で重要な役割を果たしています。

前ページのグラフでも分かるように、法廷では様々な言語が使用されています。また、我が国で理解する人が少ない言語（少数言語）の通訳事件も少なくありません。そこで、裁判所では、特に少数言語について意欲と通訳能力のある方に通訳人として活躍していただきたいと考えております。

十分な通訳能力のある方で法廷通訳をしてみようという意欲のある方は、お近くの地方裁判所にご連絡ください。法廷傍聴などをした後に、必要な書類を提出し、面接を受けていただきます。面接の結果、通訳人としての適性を備えていると認められた方に対しては、導入説明として、裁判手続の流れや法律用語、通訳を行うにあたっての一般的注意事項などについて説明が行われます。これらの手続を経て通訳人候補者名簿に登録されます（なお、通訳人候補者名簿は、裁判所に係属する事件の通訳・翻訳の依頼のほか、研修の講師や受講者の選定の際にも利用する場合があります。）。

研修について

裁判所では、法廷通訳の経験等に応じて、各種の研修を行っています（次ページ参照）。

これらの研修では、対象となる方の経験に応じて、法廷通訳の経験が豊富な講師からアドバイスをもらったり、刑事裁判の模擬通訳実習などを行ったりして、法廷通訳の実践的な知識や技能を習得していただくようにしています。

通訳人候補者となるには

お近くの地方裁判所に連絡

⇩

（法　廷　傍　聴）

⇩

面　　接

⇩

導　入　説　明

⇩

通訳人候補者名簿に登録

研修について

法廷通訳基礎研修

［対象者］法廷通訳の経験が全くない方
法廷通訳の経験が少ない方
※導入説明に引き続き行う場合（導入研修）もある。

法廷通訳セミナー

［対象者］事件をある程度担当したことがある通訳人候補者

法廷通訳フォローアップセミナー

［対象者］法廷通訳の経験を積んでいる通訳人候補者

裁判所が扱う主な事件の概要

《刑事事件》

刑事事件とは、窃盗などの犯罪を犯した疑いのある人について刑罰を科すべきか否かなどが問題となる事件です。

刑事裁判は、罪を犯した疑いのある人を検察官が起訴することによって始まり、裁判所は、起訴状に書かれた事実が本当にあったかどうかをいろいろな証拠に基づいて判断し、被告人を有罪と認めたときは、どういう刑罰を科するかを決めます。

なお、一定の重大な犯罪については、裁判員裁判の対象となります。

刑事裁判において通訳人が必要となるのは、被告人や証人が外国人の場合です。

《民事事件》

民事事件とは、貸したお金を返してほしいなどの個人間の紛争や、売掛代金に関する企業間の紛争などに関する事件です。

民事裁判では、訴えが提起されると、裁判所が当事者双方の言い分（主張）を聴き、その双方の言い分の中で真に争いがある重要な部分（争点）を把握した上で、その争点につき、どちらが正しいのかについて、証人尋問や当事者尋問等を行い、その結果に基づいて判決をすることになります。判決の代わりに、裁判官の勧告により和解で解決することもあります。

民事裁判において通訳人が必要とされることが多いのは、証人尋問や当事者尋問などの場面です。

《行政事件》

行政事件とは、国や地方公共団体が行った行為に不服がある場合など、行政に関連して生じた争いに関する事件です。

行政事件では、原則として、民事裁判と同様の手続で審理が行われます。

行政事件において通訳人が必要になることが多いのは、退去強制令書発付処分を受けた外国人や、難民認定を申請したものの不認定処分を受けた外国人が、その処分の取消し等を求める事件などです。特に、難民認定に関する事件においては、少数言語の通訳人が必要とされることが多くあります。

《家事事件・少年事件等》

家庭裁判所では、家事事件や少年事件を取り扱っています。

家事事件とは、離婚や相続などの家庭内や親族間で生じた争い等に関する事件です。

家事事件の手続には、家事審判と家事調停があります。家事調停で話し合いがつかなかった、離婚などに関する一部の事件は、民事裁判の一種である人事訴訟の手続に進むこともあります。各手続の中では、家庭裁判所調査官が、問題の解決に役立つよう、調査や調整を行うこともあります。

少年事件とは、窃盗などの犯罪をしたと疑われる非行少年に関する事件です。

少年事件の手続では、裁判官が、家庭裁判所調査官による調査の結果等を踏まえ、少年の再非行防止の観点から、保護観察や少年院送致といった保護処分の決定を行います。

家庭裁判所におけるこれらの手続においても、当事者、少年等が外国人の場合に通訳人が必要となることがあります。

※　裁判所における手続の詳細は、裁判所ウェブサイト（https://www.courts.go.jp/）に掲載しているパンフレット等を御覧ください。

法廷通訳Q＆A

法廷での通訳を引き受けるにあたっては、いろいろな疑問があることでしょう。そこで、ベテランの通訳人候補者と裁判官にいくつかの質問に答えてもらうことにしました。

《法廷でのやりとり等について》

Q　法廷でのやりとりを見ていると、かなり長い問答がなされることがありますが、とても記憶できそうにありません。こういった場合、通訳人としてはどのようにしたらよいのでしょうか。

A　（ベテランの通訳人候補者）

裁判所では、通訳を要する事件については、できる限り短くて分かりやすい質問をするように配慮してくれます。それでも、場合によっては、長い問答がなされることがありますが、そのときは自分で区切りのよいところで裁判官に合図をして、問いや答えを切ってもらうとよいでしょう。合図の方法等については、あらかじめ、裁判所と打ち合わせておくとよいでしょう。また、法廷でのやりとりについては、記憶だけに頼るのではなく、必ずメモを取っておくことが重要です。メモを取る際は、自分の理解できる記号や略語を用いたり、図式化するなどの工夫をするとよいでしょう。

Q　通訳を要する当事者や証人が質問の意味を間違って理解して全く違う答えをしてしまったとき、あるいは答えが質問にかみ合っていないとき、通訳人はどのようにしたらよいのでしょうか。

A　（ベテランの通訳人候補者）

通訳人は発言を正確にそのまま通訳するのが役割ですから、そのまま通訳すべきです。質問をした裁判官や検察官、弁護士等が別の言葉で質問し直すことになるでしょう。

Q　裁判手続の当事者等に名前を知られたくないのですが、自分の名前を知られてしまうことはあるのですか。

A　（ベテランの通訳人候補者）

刑事事件の場合、裁判所では、通訳人の名前・住所等の個人情報について被告人に知られないように配慮してくれています。法廷では、通訳を始める際に、裁判官から名前・住所等を聞かれますが、通常、これらの事項はあらかじめカードに記載しますので、裁判官は「氏名・住所等はカードに記載したとおりですか。」という形式で質問をしてくれますし、そうでない場合でも、名前・住所等については「カード記載のとおりです。」と答えればよいという扱いが一般的となっています。また、通訳人は、誠実に通訳することを宣誓しますが、そのときも、自分の名前は言わなくて大丈夫です。さらに、通訳人は、弁護人とともに被告人と接見することもありますが、その際は、弁護人に通訳人の名前を言わないでほしいと言っておけば、名前を言わないようにしてもらえます。

また、刑事事件以外の事件でも、法廷における通訳人の氏名等の取扱いについては、刑事事件と同様の取扱いとなるよう配慮されています。

《通訳料について》

Q　法廷通訳を行った場合、通訳料はいただけるのでしょうか。

A　（裁判官）

法廷通訳をしていただいた場合は、通訳の難しさ、事件の内容等に応じて、裁判官が定める相当額の通訳料をお支払いします。そのほか、交通費等も支給されます。

《裁判員裁判について》

Q　刑事事件で行われている裁判員裁判は、それ以外の刑事裁判と何が違うのですか。

A　（裁判官）

基本的には同じですが、法廷での審理の前に、事件の争点や証拠を整理し、審理計画を立てるための手続（公判前整理手続）が必ず行わ

れる点が異なります。公判前整理手続の中で、あらかじめ訴訟の準備を行うことができるので、連日して公判を開廷することが可能になり、実際に多くの裁判員裁判は数日で終わっています。

また、裁判員に分かりやすい裁判を行うため、証拠は厳選され、証人尋問も争点に即した簡潔なものになっているほか、プレゼンテーション機器を利用して、法廷内のディスプレイに当事者の主張や図面などを映し出すこともあります。

Q　非公開の手続（公判前整理手続、裁判員等選任手続）には、通訳人も立ち会うのですか。

A　（裁判官）

被告人がこれらの期日に必ず出頭するわけではありませんが、通訳を要する被告人が出頭する場合には、通訳人も立ち会います。

Q　連日して期日が開かれることになると、通訳人の負担が重くなるのではないか不安です。

A　（裁判官）

まず、公判前整理手続で、通訳人の負担にも配慮した審理計画が立てられます。また、審理の際にも、通訳人の要望や負担に配慮して手続が進められます。事件を担当する際に、分からないことがあれば、裁判所に相談してください。

（参考）裁判所が扱う主な事件の流れ

刑事裁判の流れ

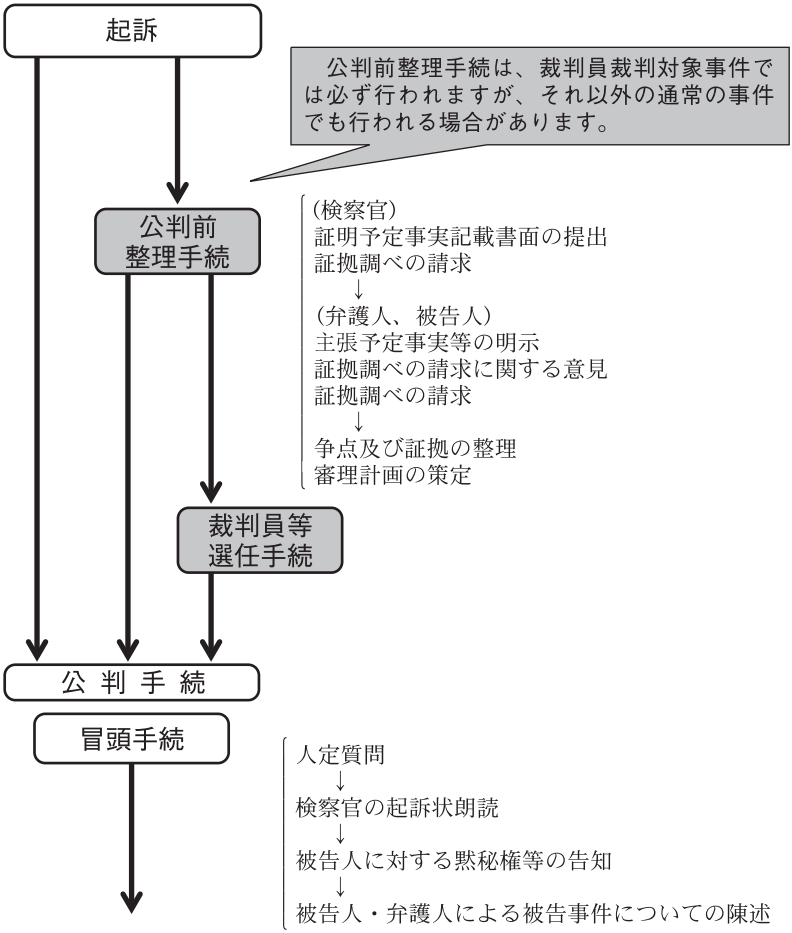

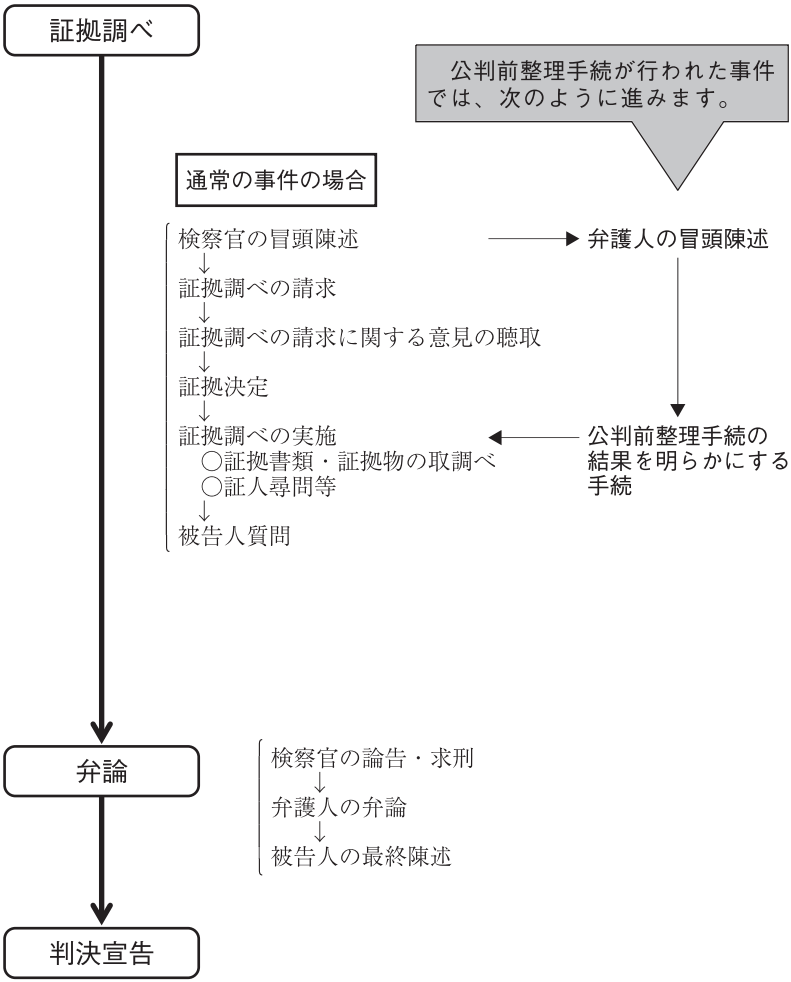
証拠調べ
公判前整理手続が行われた事件では、次のように進みます。
通常の事件の場合
検察官の冒頭陳述
弁護人の冒頭陳述
証拠調べの請求
証拠調べの請求に関する意見の聴取
証拠決定
証拠調べの実施
○証拠書類・証拠物の取調べ
○証人尋問等
被告人質問
公判前整理手続の結果を明らかにする手続
弁論
検察官の論告・求刑
弁護人の弁論
被告人の最終陳述
判決宣告

民事裁判の流れ

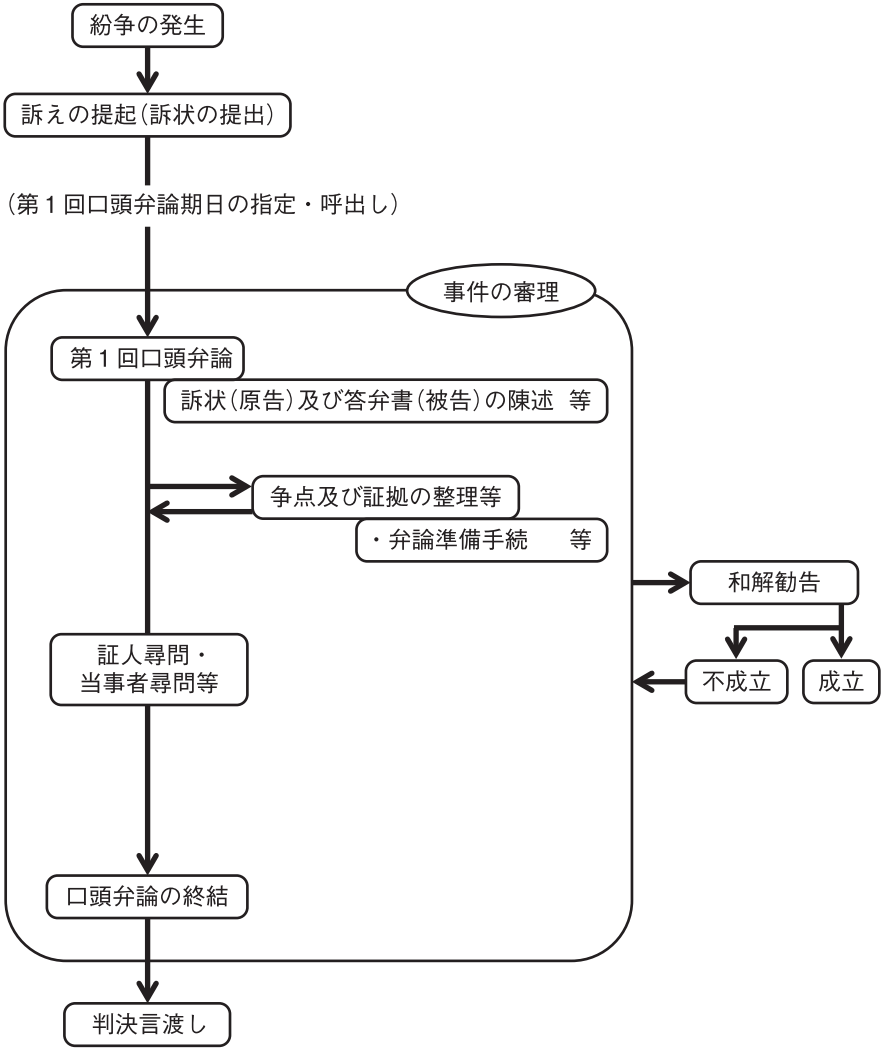
紛争の発生
訴えの提起（訴状の提出）
（第１回口頭弁論期日の指定・呼出し）
事件の審理
第１回口頭弁論
訴状（原告）及び答弁書（被告）の陳述　等
争点及び証拠の整理等
・弁論準備手続　　等
和解勧告
不成立
成立
証人尋問・
当事者尋問等
口頭弁論の終結
判決言渡し

家事事件の流れ

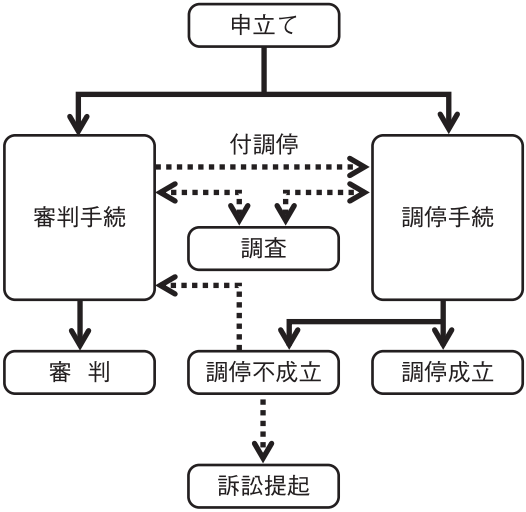

審判手続とは

　婚姻関係、親子関係、相続関係などの家庭に関する事項のうち、法律で定めるものについて、家庭裁判所の許可や判断を求める手続

調停手続とは

　家庭に関する紛争を、一人の裁判官と二人以上の家事調停委員とで構成される調停委員会による解決への助言・あっせんを受けながら、当事者の合意により解決することを目的とする手続

調査とは

　行動科学の専門家である家庭裁判所調査官が、必要に応じて、子の意思や監護状況といった事実を調査したり、当事者に対して、心理的調整を行ったりすること

※　人事訴訟事件の流れについては、民事裁判の流れを参照してください。

少年事件の流れ

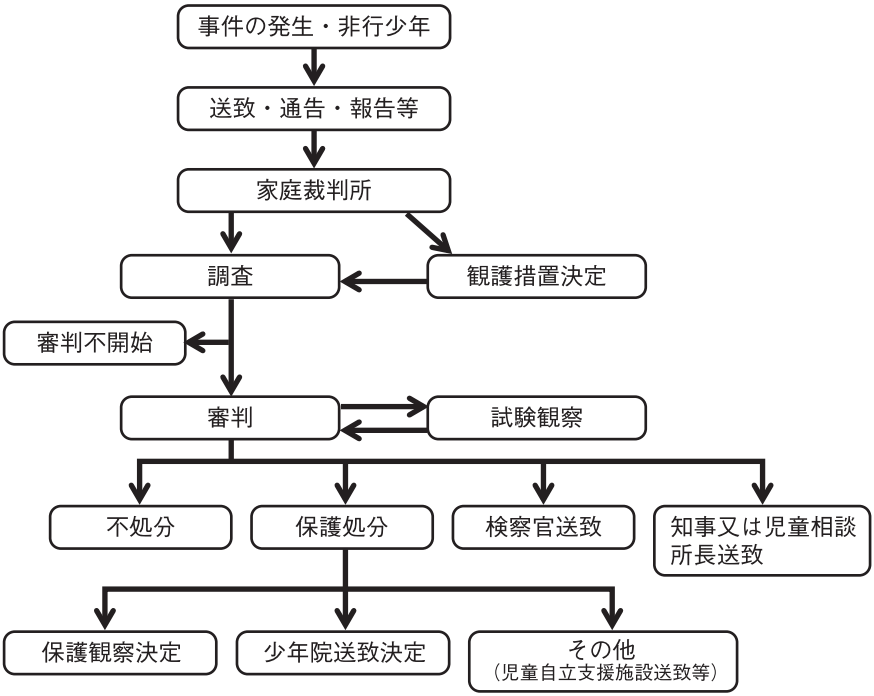

調査とは

行動科学の専門家である家庭裁判所調査官が、事件の経緯、少年の性格・生活状況等について調査すること

観護措置決定とは

少年鑑別所で少年の身柄を拘束し、心身の鑑別を行うこと

審判とは

裁判官が少年の処分を決める手続

試験観察とは

最終的な処分を決めるために、一定期間、少年の行動等を観察すること

御　案　内

法廷通訳のための参考資料として、以下の本などが法曹会（☎03−3581−2146）から出版されています（在庫がない場合もありますので、購入を希望される方は、法曹会にお問い合わせください。）。

◎法廷通訳ハンドブック実践編

【英語（改訂版）】
【ペルシャ語（改訂版）】
【中国語（改訂版）】
【フィリピノ(タガログ)語(改訂版)】
【ウルドゥー語（改訂版）】
【ベンガル語（改訂版）】
【ミャンマー語（改訂版）】
【ヒンディー語（改訂版）】
【タイ語（改訂版）】
【広東語】
【ドイツ語】
【フランス語】
【韓国・朝鮮語（改訂版）】
【スペイン語（改訂版）】
【ベトナム語（改訂版）】
【ポルトガル語（改訂版）】
【シンハラ語（改訂版）】
【トルコ語（改訂版）】
【インドネシア語（改訂版）】
【モンゴル語（改訂版）】
【ロシア語】
【カンボジア語】
【ネパール語】

◎法廷通訳ハンドブック

【イタリア語】

※　少年事件については、少年審判通訳ハンドブック（裁判所ウェブサイト（https://www.courts.go.jp/）に掲載）を御覧ください。

［編集］　最高裁判所事務総局刑事局

法廷通訳に関する問合せ先

法廷通訳を希望される方は、お近くの地方裁判所刑事訟廷事務室にお問い合わせください。

主な地方裁判所（刑事訟廷事務室）

東京地方裁判所	TEL 03-3581-3302
大阪地方裁判所	TEL 06-6316-2905
名古屋地方裁判所	TEL 052-203-8918
広島地方裁判所	TEL 082-512-3182
福岡地方裁判所	TEL 092-981-9663
仙台地方裁判所	TEL 022-745-6072
札幌地方裁判所	TEL 011-290-2374
高松地方裁判所	TEL 087-851-1507

他の地方裁判所については、裁判所ウェブサイトをご覧ください。

https://www.courts.go.jp/

（R8.1）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。